

## 包括外部監査の結果に係る措置通知について

### 1 措置通知があった包括外部監査

- 平成22年度 「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」
- 平成30年度 「農林水産業の施策に関する事務の執行及び管理運営について」
- 令和2年度 「学校教育に関する財務事務の執行について」
- 令和3年度 「委託契約に関する事務の執行について」

### 2 いわき市長から措置通知があった日

令和4年8月10日

### 3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

- ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。
- イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。
- ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 危機管理部 原子力対策課

監査の実施年度 (令和 3 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(76 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)  <u>令和 2 年度第 2 回いわき市原子力防災図上訓練 (内郷地区) 実施支援業務委託</u>                      (アンケート結果の評価)</p> <p>業務委託については、P D C A サイクルの評価は非常に有効であり当該業務委託についてもアンケートの実施、集計結果の概要が記載されている。評価結果について市の担当者に質問したところ、「参加者は訓練内容を概ね理解するとともに、それぞれが抱える課題等のある程度把握できたと考えられることから、初期の目的は達成できたと評価しております。」との回答があった。しかし、このコメントが記載された文書がない。実施した事業の評価、次年度以降の計画策定においてアンケート結果の評価は非常に重要であることから、文書化する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>原子力防災訓練については、その特殊性から図上訓練を 3 回実施した上で、各地区の課題の洗い出し、対策の検討を行い、実動訓練で検証することで P D C A を回しておりました。</p> <p>しかし、令和 2 年度は新型コロナウイルスが初めて流行した年度であり、訓練実施の見通しが全く立たなかったことから、次善策として各回の訓練を個別に業務委託したところ、第 2 回図上訓練及び第 3 回図上訓練それぞれの業務委託に対する評価が抜けることになってしまいました。</p> <p>これは個別の図上訓練のみで訓練の評価をするものではなく、実動訓練まで実施して初めて訓練の評価ができるものと考えていたためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>監査での指摘を受け、遡って第 2 回及び第 3 回図上訓練の業務委託報告書に評価結果を追記しました。</p> <p>また、P D C A を回した結果、今後は原子力防災訓練の在り方そのものを変えることとしましたことから、今後も P D C A を意識して訓練を実施していきます。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 選挙管理委員会事務局

監査の実施年度 (令和3年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(82 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)  <u>いわき市議会議員一般選挙「選挙のお知らせ」作成業務</u>                      (見積金額の妥当性について)</p> <p>特命随意契約とするのであれば、委託先からの見積額の合理性についてより慎重に検討する必要がある。見積書の入手に際しては積算内訳の提示を受け、市として見積額の妥当性を判断した根拠 (例えば、過去の金額から変更があった場合に、その変更理由に合理性があるかなど) を文書に記録する必要がある。</p> <p>さらに、積算内訳の提示を受けた結果、積算内容が変動費の性質が高いものであれば、契約時の想定数量と実績数量に差異が生じた場合、当該差異について変更契約等により精算することも検討する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>予定価格の基礎となる設計金額は、委託先である株式会社 FSK からの見積書によるものと同額ですが、見積額に業務一式のみ記載されており、その内訳が明示されていなかったことによるものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後作成の見積書については、内訳を表示することとし、材料費、工賃を過去との比較が行えるよう改善し、見積額の合理性について検討、確認を行えるよう改善したところであり、変化があった際には、変更理由の確認を行い、その合理性について記録を行うこととしたところです。</p> <p>なお、本事業の契約に係る見込み枚数については、作成するお知らせハガキの見込み数、テスト分等を基に算定しているものであり、実際に作成した枚数と見込み数に差が生じたとしても、本業務に要する用紙量や業務量に変更が生じるものではないことから、変更契約等による精算を行うことには、そぐわないものであると判断したところであります。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 選挙管理委員会事務局

監査の実施年度 (令和3年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(84 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>いわき市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託</u></p> <p>(見積金額の妥当性について)</p> <p>特命随意契約とするのであれば、委託先からの見積額の合理性についてより慎重に検討する必要がある。本契約については、工賃部分について、エリア毎の想定作業時間と時間又は日単価の提示を受け、合理性がある金額かどうかを検討し、検討結果を書面に記録する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>予定価格の基礎となる設計金額は、委託先である福島県屋外広告美術協同組合いわき支部からの見積書によるものと同額ですが、工賃単価について、具体的な想定作業時間と時間または工賃単価が明示されていなかったことによるものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後作成の見積書については、工賃についてエリアごとに作業人工を明確に表示することとし、見積額の合理性について検討、確認を行えるよう改善したところであり、変化があった際には、変更理由の確認を行い、その合理性について記録を行うこととしたところです。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 総務部 総務課

監査の実施年度 (令和 3 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ウ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(184 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>令和 2 年度電話交換機更新業務</u></p> <p>(予定価格について)</p> <p>事業の予定価格は、入札予定業者からの参考見積書に基づいた設計書により算定されている。今回の事業は特殊な工事であること、老朽化する電話交換機について機器更新を委託するもので、併せて通信回線の一部を光回線に切り替え、通信費等の運用経費の削減を図るものである。しかし、庁舎電話交換機更新事業の検討において、P B X メーカーが全国的に 10 者を超えていることを確認している。既に整備事業が進んでいる中で委託先を変更することは現実的ではないものの、他の業者から見積書を入手することにより参考見積書記載金額の妥当性を検討して予定価格を設定する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本事業については、現行配備している P B X 17 台が全て受託者製であり、障害等が発生させることなく円滑に更新を進めるため、本庁舎 P B X をはじめ本市の電話通信網・機器構成を熟知する受託者との随意契約により更新整備を進めることとしたものです。</p> <p>当該業務は受託者以外に受託可能な業者はおらず、また、使用する機器等については受託者製品となることから、他者から見積書を取得していませんでした。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後、類似の業務を発注する際には、他に見積書を作成することができる者がいるか調査したうえで、可能な限り複数の者から参考見積を徴するよう努め、予定価格の妥当性を検討します。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 総務部 総務課

監査の実施年度 (令和3年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	ウ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(187 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>特別定額給付金パンチ業務委託</u></p> <p>(予定価格について)</p> <p>現在の予定価格は、入札予定業者 1 者からの見積書に基づいている。市では当該見積書により予定価格を設定し、入札予定業者も当初の見積書記載の金額で入札している。臨時的な対応ではあるものの、市としては予定価格の妥当性を検討すべきである。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>特別定額給付金パンチ業務については、当該給付金の審査業務で使用するシステムとの連動を図り、当該業務の成果をもって一連の業務として処理する必要があることから、受託者を選定したものです。</p> <p>当該給付金については、極めて限られた期間及び人員において、事務を行っていたという事情はあったものの、当該業務は、受託者以外に受託可能な事業者がいないことから、他者から見積書を徴しなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後、同種の事務執行が発生した際には、他に見積書を作成することができる者がいるか調査したうえで、可能な限り複数の者から参考見積を徴するよう努め、予定価格の妥当性を検討します。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 総務部 総務課

監査の実施年度 (令和 3 年度)				
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ウ	
	意見または要望とする事項	措置した内容等		
	<p>(189 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)  <u>特別定額給付金パンチ業務委託</u>                      (契約単価の再見直し)</p> <p>単価変更契約において、1 日当たりのパンチ数激増により、受託者側の体制確保が必要であったことから実施している。一旦確保した人員であり、単価についても最終件数までを見越しての設定となっている。5 月の業務量は激増しているものの、7 月以降の件数は減少しており、9 月分は 11 件となっている。契約変更に伴う変更仕様書においても 1 日当たりの申請書 5,000 枚の処理を目途に納入を迅速化することとした。</p> <p>件数では、7 月以降減少していることから、当初契約からみれば、確保した過剰な人員についても費用を負担したこととなるため、再度契約単価の変更を検討すべきであった。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>特別定額給付金パンチ業務委託に係る変更契約については、同給付金の早期給付に向けて、当該業務を迅速に処理するため、受託者の実施体制を見直したことによるものですが、事業実施にあたって、同給付金申請件数の推移を踏まえた受託者の体制見直しに関し、改めて受託者と協議することを失念していたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後、同種の事務執行が発生した際には、事業の進捗状況を的確に把握しながら、適宜受託者と協議するなど、適切な事務執行を行うよう努めます。</p>		

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 総務部 職員課

監査の実施年度 (令和 3 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(192頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>人事給与システム保守業務委託</u></p> <p>(予定価格について)</p> <p>現在の予定価格は、入札予定業者 1 者からの見積書に基づいている。市では当該見積書により予定価格を設定し、入札予定業者も当初の見積書記載の金額で入札している。設計書は、参考見積書と書式は異なるものの、項目・金額が同一内容で作成されている。入札予定業者とは 15 年超にわたって契約を締結している。市内事業者は存在していることから、設計書のために複数の参考見積書を入手し、単価について市担当者が検討するべきである。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>人事給与システム保守業務委託事業は、(株)FSK を相手方として 15 年以上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約を締結しているが、当該システムを開発・導入したのが(株)FSK であり、同社以外でシステム保守業務は行えないことから、他社から参考見積書を入手していなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>指摘事項を踏まえ、令和 4 年度については、(株)FSK 以外から同事業に関する参考見積書を入手し単価を検討した結果、(株)FSK の設計した単価の方が安価であり、妥当であることを確認しました。</p>	



## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 総務部 工事検査課

監査の実施年度 (令和3年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(195 項)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)  <u>いわき市工事等積算システムデータ保守管理業務委託</u>                      (業務開始時期について)</p> <p>本件業務についての契約日は令和2年4月8日であるが、作業報告書を閲覧した結果、一部の業務について、作業開始日が契約日前となっている。また、作業終了年月日、報告書日は手書きで修正されている。</p> <p>当該状況について、市担当者に質問した結果、例年、次年度の改正単価が3月中旬から下旬にかけて事前に入手できること、また、市の方針として工事の適正な工期確保のため、年度当初に発注しなければならない工事が多数あることから、事前に作業を開始することで、年度当初からの速やかなシステム稼働を可能とするためとの回答を得た。</p> <p>随意契約の理由から、当該委託先との契約の継続が前提となっている状況から契約日前に作業が開始されることに実質的な問題は生じないものと思われるが、契約の前提となる若しくは契約変更が行われる場合の前提となる仕様書作業本数、契約本数への影響から、年度を跨ぐ作業については作業開始時期を整理し、当年度の作業については、当年度の契約日以降に作業開始されるべきである。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>例年、次年度の改正単価等が3月中旬から下旬にかけて事前に入手できること、また、市の方針として工事の適正な工期確保のため、年度当初に発注しなければならない工事が多数あることから、それにあわせ速やかなシステム稼働を可能とするため、実質的に契約日前から作業を開始していたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>指摘事項を踏まえ、令和4年度の契約については、契約日を4月1日とし、当該年度の作業を契約日以降に開始するようにいたしました。</p> <p>今後の契約についても同様に対応してまいります。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 総務部 情報政策課

監査の実施年度 (令和 3 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(201 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)  <u>庁内共通業務システム運用支援業務委託</u>                      (設計書と契約書の作業工数の相違について)</p> <p>本件委託業務における運用支援業務について、設計書ではカスタマイズ対応の工数が含まれていないが、最終的な契約書においてはカスタマイズ対応の工数が含まれている。市担当者への質問の結果、設計の内訳作成時に、誤ってカスタマイズ対応分の費用を一般管理費に含めてしまったものとのことである。しかし、一般管理費については工数での積算を行っておらず、設計時の工数見積が適切であったのか疑義がある。</p> <p>また、定例会の開催について、設計書の工数は隔月開催としているが、契約書に添付されている仕様書では毎月開催とされている。市担当者への質問の結果、システム更新後は関係各課及び各担当 S E を招集して定例会を隔月開催していたが、更新後のシステムが安定的に稼働するに伴い、令和 2 年度から情報政策課と S E 代表のみで定例会を毎月開催するように変更した経緯があり、令和 2 年度、令和 3 年度は定例会を毎月実施しているとのことであった。</p> <p>契約書の作成に際しては、設計書の業務内容と整合しているかを確認し、齟齬がある場合には、設計金額の見直しを含めて検討する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>設計書の作成に当たっては、業者の参考見積を参考に作成したところであり、契約書・設計書とも同程度の工数のカスタマイズ対応分の費用が含まれておりますが、設計書の記載においてカスタマイズ対応分の費用を一般管理費に誤って含めてしまったことから、設計書と契約書の作業工数の相違が生じたものです。</p> <p>また、定例会開催状況の経過ですが、平成 30 年 1 月にシステム更新後、当初は関係各課及び各担当 S E を招集して定例会を隔月開催していたものの、更新後のシステムが安定的に稼働するのに伴い、令和 2 年度以降は情報政策課と S E 代表のみで定例会を毎月開催するように変更した経緯があります。</p> <p>こうした経緯のため、本来、令和 2 年度以降、設計書と契約書添付の仕様書の記載を改めるべきでしたが、実態に合わない記載をしてしまっていたところです。</p> <p>令和 3 年度契約分において修正を図りましたが、設計書は「月次」と修正したものの、契約書添付の仕様書では「隔月」のまま修正が漏れたものであります。</p> <p>なお、包括意見書については令和 2 年度の契約書添付の仕様書について「隔月」を「毎月」に誤記載したものであると思われま。</p> <p style="text-align: center;">[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>設計書と契約書の作業工数の相違について</p>	

監査の実施年度 (令和3年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
		<p>は、令和3年度契約分より、カスタマイズ対応の工数について設計書に記載するように修正いたしました。</p> <p>また、定例会の開催については、令和4年度契約分では、実態に即した「毎月」に修正しております。</p> <p>今後は、設計書と見積書、契約書(案)と設計書をそれぞれ突合するなど、内容の相違が無いよう確認を行うこととします。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 危機管理部 災害対策課

監査の実施年度 (令和3年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(73 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>いわき市移動系防災行政無線保守点検業務委託</u></p> <p>(成果品である定期点検結果報告書について)</p> <p>業務完了報告書に添付されている成果品目録のうち、定期点検結果報告書の日付が令和2年10月となっている。個別の作業報告書では令和2年11月27日、令和2年12月25日、令和3年1月28日、令和3年2月24日に作成した保守作業報告書(作業日誌)があり、作業は2月まで実施されていたと推定される。定期点検結果報告書では、一部の機器に故障が発生し修理が必要であったことから、その事実のみの記載ではなく、修理対応についても報告書に記載し、報告することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>定期点検結果報告書には定期点検の結果のみを報告するものとして、その後の修理対応については作業報告書等で結果(経過)を記載していたことから、定期点検結果報告書への記載がなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後定期点検において発覚した障害等については、その顛末についても定期点検結果報告書に記載するものとして委託業者と報告書類の作成について共通認識を図ってまいります。</p>		

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 危機管理部 原子力対策課

監査の実施年度 (令和 3 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(76 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>令和 2 年度第 2 回いわき市原子力防災図上訓練 (内郷地区) 実施支援業務委託</u></p> <p>(適用号ごとの確認事項)</p> <p>当該契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の適用であるが、適用号の確認事項においてコンペ、プロポーザル方式等の競争により契約の相手方を予め特定している業務であることにもチェックを付している。過去に企画提案競技審査会を実施し選定されたものの、今回の選定において実施していない。随意契約の確認のためのチェックリストであることから、確認内容に沿った対応が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>過去に実施した企画提案競技結果も確認範囲の範疇であると錯誤したため。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>当該チェックシートはあくまで随意契約の確認のためのチェックリストであることを課内・担当者間で共有しました。</p> <p>今後、適正な事務処理に努めてまいります。</p>		

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 危機管理部 原子力対策課

監査の実施年度 (令和 3 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(77 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>令和 2 年度第 2 回いわき市原子力防災図上訓練 (内郷地区) 実施支援業務委託 (1 者のみからの見積書入手)</u></p> <p>当該業務委託では、1 者のみからの見積書入手となっている。その理由としては、原子力防災についての専門性、訓練を企画運営できる業者が少ない、過去に企画提案競争で最優秀提案者に選定されたことを理由としている。少ないながらも他に業者がいるのであれば、他の業者から見積書を手入れし、市として価格の妥当性を判断する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>他に見積書を手入れできる業者が少なく、過去に実施した企画提案競技審査に参加した事業者に限られ、当時から委託料の積算方法が変わっていないことから、他社と比べても価格は妥当であったと考えていたため。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後は原子力防災訓練の在り方そのものを変えることから、その都度コンペやプロポーザルを行うなど、適正な契約事務に努めて参ります。</p>		

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農業委員会事務局

監査の実施年度 (令和3年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(80 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>現地調査支援システム構築業務委託</u></p> <p>(見積金額の妥当性について)</p> <p>1 者随意契約で見積書の入手先が委託先からのみの場合は、その見積金額の妥当性を判断した根拠を文書に記録しておくのが望ましい。</p>		<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>委託先からの見積金額の妥当性について、見積書を担当者が精査し、その妥当性を評価していましたが、文書に記録まではしていませんでした。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>左記の意見に基づき、見積金額の妥当性について、文書に記録しました。</p> <p>今後、同種の事務執行が発生した場合には、見積金額の妥当性を判断した根拠について、文書に記録することとします。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 市民協働部 市民課

監査の実施年度 (令和3年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(91 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)  <u>戸籍情報システム機器保守管理業務委託</u>                      (業者の選定手続について)</p> <p>システムの保守運用契約はシステムベンダーと締結することが一般的であることから、システムベンダーとの随意契約はやむを得ないと考える。しかし、平成31年1月の機器更新における業者選定について、地域情報化推進計画において、以下の理由から機器についても随意契約によることとされている。</p> <p>「今回の機器更新は、平成29年度以降順次実施される震災復興区画整理事業の換地処分がない時期に、通常機器更新より短期間で実施しなければならない状況である。現行のシステム業者から変更した場合、戸籍データ (約52万件) の抽出、変換移行、移行後データ確認作業が必要となり、また平成28年度から開始されたコンビニ交付について、システムの再構築が必要であることから、全体的な更新期間及び費用を鑑みて、現行システム業者との随意契約により機器更新業務を行う。」</p> <p>短期的に見ると業者の変更は移行費用が増加する可能性があるが、当該システムが平成11年3月に導入されて以降20年超にわたり同一業者のシステムが選定されている状況を鑑みると、より長期的な視点で保守運用費も含めたトータルコストによる業者選定を検討すべきであると考え。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>戸籍情報システムについては、機器更新に係る業者選定及び契約締結の後、保守管理業務委託を毎年度システムベンダー業者と別途締結しているため、トータルコストによる業者選定をする余地がなかった。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>当該システムについて、次回更新時には価格のみではなく性能の評価を含めた総合的な評価によるプロポーザル方式による契約締結を予定しており、当該仕様書に機器保守管理業務を含める等、システム全体のコストも考慮した業者選定をすることとしたい。</p>		



## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 財政部 税務課

監査の実施年度 (令和 3 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(115 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>いわき市税等収納代行業務委託(コンビニ収納委託)</u></p> <p>(検査の実施について)</p> <p>当該委託契約書において、以下の規定が設けられている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">第 14 条 (書類等の検査)</p> <p>甲 (市) は、収納事務に関する乙 (委託先) の帳簿、書類の取扱い及び管理状況並びにその他の物件の検査を定期及び臨時に行うものとする。</p> </div> <p>令和 2 年度における検査の実施状況について担当者に質問したところ、令和 2 年度において検査は実施しておらず、今後については委託先と連携をとり、定期及び臨時に検査を行うことを検討するとの回答を受けた。</p> <p>契約上の規定がどのような目的で定められたものかを再度整理した上で、目的に従った検査を行うことが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>今般の監査ヒアリングにおいて、検査の実施状況について問われたところ、収納代行業務が適正かつ円滑に行われていることについては、代行業者からの速報や確報の報告データ、その後の徴収簿への反映状況により確認できること等から、当課では、実施していない旨、回答したもの。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>当該契約書の規定は、地方自治法施行令第 158 条の 2 第 3 項において、地方税の収納事務を委託した場合は「会計管理者は、受託者について、定期及び臨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない。」とされていることを踏まえ、定めているものです。</p> <p>その検査の実施状況については、会計室において定期的に検査が行われていることが確認できたところです。</p> <p>なお、次回契約時には地方自治法施行令第 158 条の 2 第 3 項による検査を当該業務の検査に代える旨、契約書へ明記するものといたします。</p>		

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 財政部 資産税課

監査の実施年度 (令和 3 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(125 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>固定資産現況調査データ更新業務委託</u></p> <p>(予算実績比較の検討について)</p> <p>予定価格は市が技師種別ごとの基準日額 (円) に予定作業日数を乗じて、いわき市が積算計上して設定しているが、業務実施後に技師らの作業報告書や日報などは入手していない。</p> <p>今後の予定価格の設定に役立てるためには、委託先から技師らの作業報告書や日報などを入手して、予算実績比較の検討をすることが望ましい。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>意見のとおり、業務実施後に係る技術者の作業実績日数の把握は行っていなかった。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和 4 年度業務委託にあたり、委託先に月 1 回の提出を求めている業務の進捗状況報告と併せて、業務に従事する技術者の作業報告書の提出を求めた。</p> <p>また、予算実績比較の検討を行うため、令和 3 年度業務委託に係る技術者の作業報告書の提出を受けたところであり、今後の予定価格の設定にあたり参考としたい。</p>	

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部 こども支援課

監査の実施年度 (令和3年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(136 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>令和2年度保育所等利用調整A I システム導入業務委託</u></p> <p>(プロポーザル審査会での質疑の議事録の作成について)</p> <p>いわき市においては「いわき市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)において、プロポーザル方式による選定手続における基本的な事項を定めるとともに、ガイドラインにおいて、各プロポーザルに係る実施要領を策定するものとされている。</p> <p>ガイドライン及び本業務に係る要領において、プレゼンテーション時に行われる提案者との質疑応答について記録を残すことを求めている。</p> <p>本件業務に係る提案書を閲覧したところ、落選となった事業者の提案内容には、いわき市にとって作業の効率化につながるとされる追加的な提案が記載されていた。市担当者に当該提案内容をどのように評価したのか質問したところ、プレゼンテーション時に審査委員から当該提案内容について提案者に対して質問したものの、提案者から明確な回答が得られなかったことから、当該提案内容については評価対象としていないとの回答を得た。</p> <p>審査委員会の審議過程の客観性を担保するために、質疑応答内容についても記録を行うことが望ましいと考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本プロポーザルは、「いわき市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき実施したものであるが、プロポーザル審査会での質疑に関する議事録の作成については、当ガイドラインでも触れられていないこと、また、記録として残されている各審査委員の評価は、審査会での質疑等を経て判断されたものであることから、質疑応答に特化した記録の必要性を認識していなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後、プロポーザル方式を実施する際には、必要に応じて質疑応答に関する議事録を作成することとします。</p>		

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 生活環境部 清掃管理事務所

監査の実施年度 (令和 3 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(166 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>一般廃棄物 (ごみ) 収集運搬業務委託 (北部地区)</u></p> <p>(複数回の見積合せ)</p> <p>契約に当たっては、3 回目の見積合せで決定している。ごみ収集運搬業務は日常発生する業務であり、市民の生活環境の保全上、重大な支障が生じないように見積書の提出回数には制限を設けることは困難である。しかし市の設定した予定価格を下回るまで見積合せを実施することにより、契約金額との比率は限りなく 100%に近似することになる。</p> <p>予定価格の設定に当たっては、詳細な算定根拠に基づいて積算を行っているものの、必ずしも受託者の実態を反映していない可能性がある。毎月の連絡会議や月次の報告書を詳細に分析して予定価格に反映することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第四条第一号には、ごみ収集運搬業務の受託者は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者」と規定されております。</p> <p>本市では、該当区域内で上記基準を満たす事業者が 1 者のみであることに加え、見積書の提出回数に制限を設けることが困難であることが、複数回の見積合せとなる原因と考えます。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和 3 年度からは、毎月、受託者と連絡会議を行い、受託者の意見を聞いて、実態の把握に努めております。</p> <p>令和 4 年度の予定価格は、軽油単価の増減を緩和するため、直近の単価から 1 年間の平均単価に変更するなど、実態の反映に努めた積算内容としております。</p>		

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 生活環境部 清掃管理事務所

監査の実施年度 (令和 3 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(168 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>一般廃棄物 (ごみ) 収集運搬業務委託 (南部地区)</u></p> <p>(複数回の見積合せ)</p> <p>契約に当たっては、2 回目見積合せで決定している。ごみ収集運搬業務は日常発生する業務であり、市民の生活環境の保全上、重大な支障が生じないように見積書の提出回数には制限を設けることは困難である。しかし、市の設定した予定価格を下回るまで見積合せを実施することにより、契約金額との比率は限りなく 100% に近似することになる。</p> <p>予定価格の設定に当たっては、詳細な算定根拠に基づいて積算を行っているものの、必ずしも受託者の実態を反映していない可能性がある。毎月の連絡会議や月次の報告書を詳細に分析して予定価格に反映することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第四条第一号には、ごみ収集運搬業務の受託者は、「受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者」と規定されております。</p> <p>本市では、該当区域内で上記基準を満たす事業者が 1 者のみであることに加え、見積書の提出回数に制限を設けることが困難であることが、複数回の見積合せとなる原因と考えます。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和 3 年度からは、毎月、受託者と連絡会議を行い、受託者の意見を聞いて、実態の把握に努めております。</p> <p>令和 4 年度の予定価格は、軽油単価の増減を緩和するため、直近の単価から 1 年間の平均単価に変更するなど、実態の反映に努めた積算内容としております。</p>		

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 総務部 総務課

監査の実施年度 (令和 3 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(185 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)  <u>令和 2 年度電話交換機更新業務</u>                      (プロポーザル方式の検討)</p> <p>今回の業務委託については、既に平成 29 年度の業者選定時に検討され随意契約となっている。その検討過程においては、更新整備について、1000 回線を超える大規模な整備であること及び 17 拠点全体の安定稼働が求められること、高度な技術や知識、実績を有する事業者の選定が必要であること、単年度ごとの予算措置であるため入札した場合、毎年度異なる事業者が落札することによる運用の複雑化が懸念されること等から、1 者による随意契約を選択している。</p> <p>非常に重要な更新整備事業であるものの、選定した事業者以外は、できない事業であるのかどうかの根拠が明確に記載されていない。更新に伴う危険性を把握したうえで受注意向を示すメーカーが皆無であったかどうかは了解していないが、少なくとも聴取結果を文書化し評価することは必要である。</p> <p>なお、今回の更新により選定した業者は、更新後の保守契約も締結していることから、次回の更新等についても同一の業者が選定される可能性は十分にある。他の事業者でも参加可能な汎用性のある機器の導入等も併せて検討することが望ましい。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>随意契約の執行にあたっては、「随意契約に関する事務執行のための指針」(契約課作成)に基づき、「随意契約の理由書」などの必要な書類を作成しているが、その根拠となる資料については文書化していなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>事業の実施に当たっては、他の実施方法による事業費との比較や、他事業者に対する聞き取りを行い、整備方針を決定しており、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号による随意契約は適切であったと考えるが、方針決定までの経緯等について一部文書化されていないことから、今後は適切に文書化していきます。</p> <p>また、次回更新の際には、プロポーザル方式を含め、他の事業者も参加できるような手法について検討を行います。</p>		

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 総務部 総務課

監査の実施年度 (令和3年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(188 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>特別定額給付金パンチ業務委託</u></p> <p>(1 者のみからの見積書入手)</p> <p>本業務委託では、1 者のみからの見積書入手となっている。その理由としては、「通知書作成は、いわき市のホストコンピューターで管理されているデータから出力する作業のため、ホスト管理を長年行っており、また、その技術と知識を有した株式会社 F S K 以外作業が行えない。また、パンチ業務については、審査業務で使用する特別定額給付金システムとの連動を図り、当該業務の成果をもって一連の業務として使用する必要がある。」としている。パンチ業務は、システムとの連動等、一連の業務として処理する必要があるという点は異なるものの、市県民税賦課事務委託で他の業者にパンチ業務を委託しており、参考見積を入手することを検討すべきだったと思われる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>特別定額給付金については、極めて限られた期間及び人員において、事務を行っていたという事情はあったものの、特別定額給付金パンチ業務については、当該給付金の審査業務で使用するシステムとの連動を図り、当該業務の成果をもって一連の業務として処理する必要があり、受託者以外に受託可能な事業者がないことから、他者から見積書を徴しなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後、同種の事務執行が発生した際には、他に見積書を作成することができる者がいるか確認したうえで、可能な限り複数の者から参考見積を徴するよう努めます。</p>		

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 総務部 総務課

監査の実施年度 (令和3年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(188 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>特別定額給付金パンチ業務委託</u></p> <p>(随意契約確認表の確認日の記載漏れ)</p> <p>随意契約確認表では、2名の確認者がその役職、氏名を明記し、確認日を記載する様式となっている。今回、確認した随意契約確認表は第一確認者、第二確認者の何れも確認日が漏れている。契約締結前に随意契約を締結することの妥当性を検証する必要があることから、確認日は漏れなく記入することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>特別定額給付金については、極めて限られた期間及び人員において事務執行していたという事情はあるものの、担当職員が随意契約確認表への記載を失念していたほか、組織として事務の確認体制が不十分であったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後、同種の事務執行が発生した際には、組織としての確認体制の確保に十分留意します。</p>		



## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 総務部 総務課

監査の実施年度 (令和3年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(190 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>特別定額給付金パンチ業務委託</u></p> <p>(契約条項の見直し)</p> <p>検査に関しては、仕様書「7 検査の実施」において「受託者は業務完了後、業務内容について所定の検査を実施するものとする。」とあり、検査の実施が既に規定されている。</p> <p>対して、業務委託契約書第 10 条 (委託料金の支払) 第 1 項において、「乙 (株式会社 F S K) は、出力資料が前条に定める検査に合格したときは、甲 (いわき市) に対し、当該出力資料に係る委託料金を請求することができる。」とあるが、前条の第 9 条 (業務の調査報告) においては、「甲 (いわき市) または甲の代理人は、必要に応じ、乙 (株式会社 F S K) に対し、業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。」とあり、検査についての定めが明文化されていない。</p> <p>したがって、検査について、契約条項の見直しを検討することが望ましい。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>業務委託契約書の締結にあたり、業務内容の検査を実施したうえで委託料の支払を行うとの認識はあったものの、極めて限られた期間及び人員において、事務執行していたという事情等から、契約書の文面に対する確認が不十分であったものです。</p> <p>なお、実際の委託料支払いにあたっては、業務内容について、市による検査を実施しています。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後、同種の事務執行が発生した際には、各契約条項について組織として十分な確認を行いながら取り組みます。</p>		

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 総務部 情報政策課

監査の実施年度 (令和 3 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(201 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)  <u>庁内共通業務システム運用支援業務委託</u>                      (システム更新時の対応について)</p> <p>本件システムについては、平成 15 年度から平成 16 年度にかけて導入したものであり、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて、当初導入業者の同システムの新バージョンに更新を行った。更新に際しては、更新費用の他、円滑な業務運用の視点などから 3 社を比較し、同システムを継続利用する判断をしているが、保守費用を含めたトータルコストでの比較は行っていないとのことであった。</p> <p>システム稼働後の保守関連業務をシステム導入業者に委託することが通常であることから、システム導入に際しては、システム構築等のインシヤルコストに加え、保守費用等のランニングコストを含めたトータルコストを考慮して選定を行うことが望ましい。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>業者選定に当たっては、更新費用の他、円滑な業務運用の観点などから選定しましたが、費用面の比較に当たって、システム構築等のインシヤルコストや、システム切り替えに起因する費用など更新に必要な費用の観点から選定を行ったため、保守費用等のランニングコストを含めた検討となっていなかったところです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後は、費用面の比較に当たっては、システム構築等のインシヤルコストに加え、保守費用等のランニングコストを含めたトータルコストを考慮して選定を行うよう改善して参ります。</p>		

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 市民協働部 消費生活センター

監査の実施年度 (令和3年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(101 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>いわき市消費者教育に係るコーディネーター業務委託</u></p> <p>(利用者アンケートの実施について)</p> <p>アンケートは学校単位で教員が回答しているが、実際に講義を受けた児童・生徒に対するアンケートが実施されていない状況である。当該施策の目的が消費者教育の推進を図ることにあることから、講座を受講した後に児童・生徒からも感想をもらい、消費者教育活動に活用することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当アンケートは、当講座を学校の授業において効果的に活用していただきたいと考えていることから、学校現場の現状や講座への要望を把握するため、教員の方々に回答をお願いしているものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>実際に講義を受けた児童・生徒に対するアンケートの実施につきましては、現在の講座中に行うことは困難であることから、講座時間の延長や、講座外の時間に行う必要がありますが、学校の現状を考えると、その時間を確保することは大変困難です。</p> <p>このため、教員の方々を対象としたアンケートに、講座を受講した児童・生徒の感想を記入していただく項目を追加するなど、現行のアンケートを拡充する方向で検討していきたいと考えております。</p>

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 市民協働部 消費生活センター

監査の実施年度 (令和3年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(106 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>いわき市消費者教育に係るコーディネーター業務委託</u></p> <p>(消費者教育推進講座の実施頻度について)</p> <p>消費者教育推進講座実施計画によると、小学校・中学校は5年間で一巡する計画となっており、特に中学校では在校期間(3年)を考慮すれば取りこぼす学年が発生することになる。また、学校によっては講座受講も1学年のみなど受講者が限定的となっている場合がある。対策として委託契約の範囲内で可能な限り計画外で追加講座を実施している状況だが、動画作成やオンライン講座などITを活用した効率的・効果的な講座受講方法を検討することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当講座につきましては、受講した小学校・中学校において常に高い評価を受けております。このため、より多くの児童・生徒に受講の機会をつくりたいとのことから、消費者教育推進講座実施計画を作成し、計画校が優先的に受講出来るようにしたものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>当講座につきましては、一部ではありますが、オンライン講座などITを活用した受講方法も取り入れております。</p> <p>今後も、学校等の要望を取り入れながら、効率的・効果的な講座受講方法を検討していきたいと考えております。</p>

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 総合政策部 広報広聴課

監査の実施年度 (令和3年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(146 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)  <u>令和2年度いわき市テレビ広報番組制作放送業務委託</u>                      (入札手続について)</p> <p>県内民放放送局4者を指名業者として、指名競争入札を経て業者を選定していることから、市の選定手続は妥当であると考えられる。しかし、県内民放放送局4者が毎年入れ替わっている状況から、実質的に競争原理が働いているかについては疑問がある。</p> <p>番組の放送については、県内民放4局に限定されるのはやむを得ないが、映像制作と番組放送を業務として区分して契約を行うこととすれば、映像制作については当該4者に限定されず、より競争原理を働かせることも考えられる。また、より広報効果を高めるために有効な提案を行った業者を選定するプロポーザル方式によることも考えられる。より競争原理を働かせるための手続を検討することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>県内民放放送局4者が毎年入れ替わっている状況から、実質的に競争原理が働いているかについては疑問があるとの意見を受けたものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>当該業務委託は、市内における旬な話題や取り組みなどを紹介し、市政に関する情報を広く発信することを目的としています。</p> <p>仮に映像制作と番組放送を区分して契約を行った場合、これまで優先的に放送局側から良枠の提供を受けられたものが、「持ち込み番組」となることで難しくなります。</p> <p>また、これまでの制作、審査、放送の一連の工程を切り離すことから、同時並行で行っていた放送局側での審査に時間を要し、よりタイトな日程での業務履行を余儀なくされ、番組コンセプトにあるタイムリーな市政情報を月1回放送することは極めて難しくなることが懸念されます。</p> <p>(広報効果を高めるために有効な提案を行った業者を選定するプロポーザル方式(映像制作と番組放送を区分)を採用した場合も、同様の懸念が生じるところです。)</p> <p>現在の市の選定手続は、一定の競争原理が働いているものと認識しておりますが、意見のあった映像制作と番組放送の区分契約も一つの手法と捉え、番組放送の形式等と併せ引き続き検討して参ります。</p>

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 小名浜支所 経済土木課

監査の実施年度 (令和3年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(150 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)  <u>鹿島台団地9号線道路災害復旧業務委託</u>                      (予算実績比較の検討について)</p> <p>予定価格は市が技師種別ごとの基準日額(円)に予定作業日数を乗じて、福島県が制定している土木工事標準積算基準を適用して積算しているが、業務実施後に技師らの作業報告書や日報などは入手していない。</p> <p>今後の予定価格の設定に役立てるためには、委託先から技師らの作業報告書や日報などを入手して、予算実績比較の検討をすることが望ましい。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該業務委託にて準拠している仕様である福島県土木部発行共通仕様書(土木工事編)において、作業員の実績報告書の提出を求めているため。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>業務の設計において、各作業に対する各技術者の人数の内訳は、福島県土木部発行土木工事標準積算基準により定められた内訳を採用しており、予算実績比較により人数内訳を変えるものではないことから、現行の事務処理を継続したいと考えています。</p> <p>なお、福島県土木部発行土木工事標準積算基準は、国土交通省の土木工事標準基準書に準じており、その基準書は、施工に要する標準的な労務、材料、機械等の所要量を、全国での施工実態調査に基づき設定していることから、各自治体における予算実績比較は要しないと考えます。</p>

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 四倉支所 経済土木課

監査の実施年度 (令和3年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(157 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>牛沼 1 号線測量設計調査委託</u></p> <p>(予算実績比較について)</p> <p>委託業務が適切な職種区分に属する技術者により実施されていることを確認する必要があるが、委託業者から技術者の職種別の作業日数の報告は入手していない。事後的に技術者の作業報告書や日報などを入手して、予算実績比較を検討するのが望ましい。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該業務委託にて準拠している仕様である福島県土木部発行共通仕様書(業務委託編)の提出書類一覧表において、当該業務である測量及び設計業務は、作業日報の提出を要する業務となっていないため、提出を求めているものではありません。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>委託業務の設計において、各作業に対する各技術者の人数の内訳は、福島県土木部発行設計業務等標準設計基準により定められた内訳を採用しており、予算実績比較により人数の内訳を変えるものではないことから、現行の事務処理を継続したいと考えています。</p>

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 生活環境部 ごみ減量推進課

監査の実施年度 (令和3年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(162 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>いわき市災害廃棄物処理業務委託</u></p> <p>(予定価格について)</p> <p>事業の予定価格は、入札予定業者からの見積書に基づいている。市では複数者から参考見積を入手し最低金額により予定価格を設定している。今回の事業は災害廃棄物処理という特殊な業務であり臨時的に発生したこと、早期に地域の生活環境の保全を図ること、市では災害廃棄物処理に関する知見や積算根拠がないこと等からやむを得ないと考える。しかし昨今、大規模災害が発生する頻度も増していることから、今回の予定価格を今後の積算の参考とすることが望ましい。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>災害廃棄物処理に関する処理単価等の積算基準がないことから、事業者からの見積による予定価格の設定となったものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>災害廃棄物処理事業は、災害により発生した膨大な量の廃棄物の処理業務であり、恒常的に発生する業務ではなく、突発的・緊急的に発生する業務であります。</p> <p>当該業務に関する予定価格の積算にあたっては、適用可能な積算基準がないこと、災害の規模や地震・水害などの種類のほか、発災時における市況によるところが大きいこと、更には今回においても東日本大震災時の予定価格を参考にしましたが、当時とは状況が異なっていたことから、事業者から改めて見積を徴収したところであります。</p> <p>このことから、今後の災害廃棄物処理事業の積算については、今回の予定価格を参考としつつも、事業者から徴収した見積を予定価格の設計の参考とせざるを得ないものと想定されます。</p>



## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 生活環境部 清掃管理事務所

監査の実施年度 (令和3年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(166 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>一般廃棄物 (ごみ) 収集運搬業務委託 (北部地区)</u></p> <p>(予算実績の評価について)</p> <p>契約に当たっては人件費、車両費、業務経費に区分して詳細に設計書が作成されている。受託者からは毎月、実際の業務が完了した際には、業務実績報告書、一般廃棄物 (ごみ) 収集運搬実績報告書 (以下、「報告書」という。) が提出されている。報告書では、収集車両 (稼働日数、稼働台数、走行距離数)、人員及び搬入回数 (稼働日数、稼働人員、延搬入回数、1 日平均搬入回数、1 日 1 台搬入回数)、収集量 (1 か月収集量、1 日平均・1 台当たり・1 日最大収集量)、業務完了時間、大型ごみ内訳等が記載されている。また、受託会社の決算書も入手していることから、少なくとも年間の予算と業務実績の評価を実施することが望ましい。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第四条第四号においては、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。」と定められております。</p> <p>このことにより、ごみ収集運搬業務委託に必要な予算の積算にあたっては、前年度下半期及び現年度上半期の走行距離等の実績に基づき、1 年間に必要となる経費を算出してきたところです。</p> <p>しかしながら、年間の予算と業務実績の評価については、比較対象とする時期がそれぞれ異なることや、ごみ集積所数が月単位で変動することに伴い、年間の走行距離も変動するなど、評価方法が必ずしも確立してないことから、特段意を用いてこなかったところであります。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>業務遂行する上で必要な予算を確保しながら、年間の予算と業務実績の評価を適切に行うには、評価基準の設定等その方法を慎重に検討していく必要があります。</p> <p>このため、本市としましては、現行の事務処理を継続しつつ、受託業者の意見も取り入れながら、年間の予算と業務実績の評価方法を調査・研究していきたいと考えております。</p>

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 生活環境部 清掃管理事務所

監査の実施年度 (令和3年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(168 頁)</p> <p>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</p> <p><u>一般廃棄物 (ごみ) 収集運搬業務委託 (南部地区)</u></p> <p>(予算実績の評価について)</p> <p>契約に当たっては人件費、車両費、業務経費に区分して詳細に設計書が作成されている。受託者からは毎月、実際の業務が完了した際には、業務実績報告書、一般廃棄物 (ごみ) 収集運搬実績報告書 (以下、「報告書」という。) が提出されている。報告書では、収集車両 (稼働日数、稼働台数、走行距離数)、人員及び搬入回数 (稼働日数、稼働人員、延搬入回数、1 日平均搬入回数、1 日 1 台搬入回数)、収集量 (1 か月収集量、1 日平均・1 台当たり・1 日最大収集量)、業務完了時間、大型ごみ内訳等が記載されている。また、受託会社の決算書も入手していることから、少なくとも年間の予算と業務実績の評価を実施することが望ましい。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第四条第四号においては、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。」と定められております。</p> <p>このことにより、ごみ収集運搬業務委託に必要な予算の積算にあたっては、前年度下半期及び現年度上半期の走行距離等の実績に基づき、1 年間に必要となる経費を算出してきたところです。</p> <p>しかしながら、年間の予算と業務実績の評価については、比較対象とする時期がそれぞれ異なることや、ごみ集積所数が月単位で変動することに伴い、年間の走行距離も変動するなど、評価方法が必ずしも確立してないことから、特段意を用いてこなかったところであります。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>業務遂行する上で必要な予算を確保しながら、年間の予算と業務実績の評価を適切に行うには、評価基準の設定等その方法を慎重に検討していく必要があります。</p> <p>このため、本市としましては、現行の事務処理を継続しつつ、受託業者の意見も取り入れながら、年間の予算と業務実績の評価方法を調査・研究していきたいと考えております。</p>

## 包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 都市建設部 都市整備課

監査の実施年度 (令和 3 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(173 頁)</p> <p><u>各論 (実施した監査手続とその監査結果)</u>  <u>常磐線四ツ倉駅東西自由通路及び駅舎整備</u>  <u>事業に伴う支障物移転工事委託 (継続費)</u>                      (契約金額の妥当性の検証)</p> <p>契約金額 (協定金額) は、委託先である J R 東日本の見積をもとに決定されているが、その見積額を示す「工事費概算額調書」には、鉄道施設の工事費と管理費の内訳があるのみで、詳細な工事工数等の内訳は明示されておらず、事前に工事金額が妥当であるかどうかを検証できない状況にある。</p> <p>公共事業の透明性確保のため平成 20 年 12 月 25 日付で、国土交通省と鉄道事業者で「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」(以下「申し合わせ」という。) がなされており、この申し合わせを基礎として公共事業主体と鉄道事業者は透明性の確保に努め、鉄道事業者は工事関係書類を公共事業実施主体に提示するよう要請されている。申し合わせに記された工事関係書類の例示には見積内訳や積算資料等は含まれていないが、契約の透明性を図るという申し合わせが発出された趣旨に鑑みれば、見積内訳の開示若しくは設計・積算資料の閲覧を鉄道事業者に求め、工事の委託金額が異常なものになっていないか事前に確認するのが望ましい。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>現在、国土交通省と J R 7 社ならびに(社)日本民営鉄道協会 (以下、民鉄協) 加盟各社は、「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ(平成 20 年 12 月 25 日)」に基づいた取り扱いを実施している。</p> <p>その中で、「工事施行協定締結時について、添付される資料の内容については、その時点で入手可能な計画・設計等に基づく精度でよいものとし、その精度に応じた根拠については説明するものとする。」とされている。</p> <p>当該協定においても同様に J R から、その時点で提出できる「契約業者が未定の状態における概算費用」にて市と契約していることが原因である。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>国土交通省と J R 7 社ならびに民鉄協加盟各社が実施している取り扱い内容が、精算時には J R と契約する各部門間の業者との契約額が明確になっているので、精算等を行い最終的に妥当性のある契約となるため。</p>